

## ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

### ○ 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

#### （１）事業内容等

ファミリー・サポート・センター等において、次の体制を整備し、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。（具体的な要件等については別途連絡する予定。）

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

##### ① 医療機関との連携

事業の実施に関して、保健医療面での指導・助言を随時受けられるよう、医療アドバイザー（仮称）の選定や緊急時に子どもを受け入れてもらう医療機関をあらかじめ選定するなど、地域の医療機関との連携体制を整備する。

##### ② 提供会員への講習の充実

病児・病後児の預かり等に対応するため、提供会員に対して一定の項目、時間等を満たした講習会を実施する。

##### ③ コーディネート体制の強化

病児・病後児の預かり等、早朝・夜間等にも依頼の受付が必要である場合に対応できるよう、従来の受付時間外の対応ができるように体制を整備する。

（例）・センター開所時間の延長

- ・携帯電話による時間外対応
- ・転送電話による時間外対応 等

#### （２）交付方法

上記（１）の①～③の取組を全て行った場合にポイント配分する。

なお、病児・病後児の預かりの延利用人数（年間見込）が一定数を超える場合は、別途ポイントを加算する。

※１ 従来のファミリー・サポート・センター事業のポイントについては変更の予定なし。

※２ ファミリー・サポート・センター事業は、近隣の市町村との合同実施も可能。

## ○ 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）（案）

【国の委託事業】※平成22年度までの時限実施

### （1）事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

#### ① ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

#### ② 周知・広報

病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。

#### ③ 関係機関との連携強化

病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。

#### ④ サービス提供者の確保及び研修

看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。

#### ⑤ 病児・緊急預かり等の実施

病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

### （2）委託先 民間団体（企画競争により選定）

### （3）その他

ファミリー・サポート・センター事業との調整については別途連絡予定。